

耐震

プロジェクト「TOUKA1-0」
あなたの家の耐震化は済んでいますか
 問い合わせ 都市計画課 元水 ☎(53) 2633

耐震補強事業に対する補助金

県が発表した南海トラフ大地震による第4次被害想定では、揺れや津波などにより、約1万1千棟の建物の全壊や約1万4千人もの死者などが想定されています。市では、災害から一人でも多くの生命や財産を守るため、国や県とともに木造住宅の耐震化を図るプロジェクト「TOUKA1-0（東海・倒壊）-0（ゼロ）」を推進しています。

対象 昭和56年5月31日以前に建築された、耐震補強工事をしていない木造住宅
 申請先 都市計画課

「TOUKA1-0の流れ」

ステップ1（わが家の専門家診断）
 市が派遣する専門家（相談士）による無料の耐震診断を受ける。
申請方法 電話などで申し込む

ステップ2（補強計画の作成）
 倒壊の可能性がある診断され、補強工事を希望する場合は耐震補強計画を作成。
補助金額 上限9万6千円（わが家の専門家診断を実施していない

場合は上限10万2千円）
 *65歳以上の人のみで構成される世帯などには上乗せ補助あり。
申請方法 事前に申請書を提出

ステップ3（耐震補強工事の実施）

補強計画に基づいて、耐震補強工事を実施。
補助金額 1棟60万円（65歳以上の人のみで構成される世帯や子育て世帯などは80万円）
申請方法 事前に申請書を提出

ブロック塀の撤去・改修に対する補助金

ブロック塀の倒壊が避難の妨げとなることを防ぐために、ブロック塀の撤去や一部の改修に対して補助金を交付しています。
対象 誰もが通行可能な道路沿いにある、4段以上または高さ80センチメートル以上のブロック塀の撤去や「緊急輸送路・避難路・避難地」に接しているブロック塀の改修
補助金額 ▼撤去1敷地10万円
 ▼改修1敷地25万円
申請方法 事前に申請書を提出
申請先 都市計画課

情報

平成26年度
情報公開制度と個人情報保護制度の運用状況
 問い合わせ 管理情報課 福田 ☎(23) 0055

情報公開制度

市民の皆さんの「知る権利」を尊重し、市政についての情報を公開する制度です。
 市政の公正な実施と市民の皆さんの市政への信頼を確保し、市民参加による開かれた市政を推進することを目的としています。

個人情報保護制度

市民の皆さんの個人情報や適正に管理し、市政の適正で円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する制度です。
 皆さんに信頼される市政を実現することを目的としています。

「個人情報の取り扱いについて」

市では、事務の執行に当たり必要となる個人情報を「個人情報取扱事務登録簿」に登録するとともに、適正な管理に努めています。この登録簿は情報公開コーナーでも見ることが出来ます。
▼設置場所（情報公開コーナー）
 榛原庁舎2階市民ラウンジ
 相良庁舎1階ロビー

市情報公開条例に基づく実施状況
 文書開示実施状況（平成26年度）

開示請求延人数	15人	
実人数	12人	
開示請求件数	14件	
開示・非開示決定件数	全部開示	12件
	部分開示	2件
	非開示	0件

*非開示にされている部分は主に個人を特定し権利利益を侵害する恐れのある情報です。該当する公文書が存在しないときも非開示となります。

個人情報保護条例に基づく実施状況
 保有個人情報開示実施状況（平成26年度）

開示請求延人数	4人	
実人数	4人	
開示請求件数	4件	
開示・非開示決定件数	全部開示	4件
	部分開示	0件
	非開示	0件

*個人情報の訂正や利用の停止を求める請求はありませんでした。

相談

相談員が解決の方法を一緒に考えます
ひとりで悩まずに相談してください
 問い合わせ 市民相談センター 藤田 ☎(23) 0088

商品送りつけ

皆さんが巻き込まれそうなケースを紹介します。
 数日前、高齢の母が「昭和50年代の天皇家のことが分かる楽しい本があるので買いませんか。値段は3万6千円です」と電話で勧誘されました。母は「新聞や本も読めず興味ありません」と断りましたが、宅配便で書籍が送付され受け取ってしまいました。

▼アドバイス

注文や承諾をしていない商品が届いても、受け取る義務も支払う義務もありません。宅配業者に「受け取りません」と拒否しましょう。拒否しても宅配業者に迷惑は掛かりません。また、「確認が取れない荷物は受け取らない」というルールを家族で作っておくことも一つの方法です。万が一、受け取ってしまったら、後のトラブルを避けるためにクーリングオフ

リフォームトラブル

Fの通知を出しましょう。
 リフォーム業者から「屋根やベランダが悪いから直した方がよい」と訪問を受け、父親は言われるままに屋根のふき替え工事やベランダの塗装工事などの契約をしてしまいました。工事終了後に、高額な修理代を請求されました。

▼アドバイス

住宅リフォーム工事の訪問販売は、いったんは減少しましたが、平成21年から増加傾向にあります。本間に工事が必要であるかよく考え、契約をする前に必ず詳細な見積書を取り、工事内容を確認することが大切です。また、認知症の高齢者が契約してしまった場合には、被害が表面化するまでに時間が掛かり、被害が拡大してしまう恐れがあります。家族や身近な人の見守り

還付金詐欺

市職員を名乗る人から「過去3年間の医療費の過払い金があります。申請期限が過ぎましたが、まだ手続きできますから、市役所にあるATMで自動送金の手続きを教えます」という電話が掛かってきました。不審に思い市に確認すると、名乗った職員は存在せず被害を回避できました。

▼アドバイス

電話で市役所や税務署、社会保険事務所などの職員を名乗り、「医療費や税金の還付金がある」とコンビ二などのATMに誘導しますが、お金が支払われることは絶対にありません。お金が返ってくるのでATMに行くように言われたら還付金詐欺です。すぐに警察や市民相談センターに相談してください。

支給

戦没者などのご遺族の皆さん
第10回特別弔慰金が支給されます
 問い合わせ 社会福祉課 植田 ☎(23) 0070

特別弔慰金の趣旨

戦後70周年に当たり、今日の我が国の平和と繁栄の礎となった戦没者などの尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者などのご遺族に特別弔慰金（記名国債）を支給するものです。
 第10回特別弔慰金については、ご遺族に一層の弔慰の意を表するため、償還額を年5万円に増額するとともに、5年ごとに国債を交付することとしています。

支給対象者

- 1 弔慰金の受給権者
- 2 戦没者などの子
- 3 ①父母 ②孫 ③祖父母
- ④兄弟姉妹

支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債
 *戦没者などと生計関係を有していなかった人などは除かれます。
 ③祖父母 ④兄弟姉妹 51から4以外の三親等内の親族
 *戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた人に限ります。

支給対象者

戦没者などの死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受け取らない場合に、次の順番による先順位のご遺族1人に支給。

請求期間

平成27年4月1日～平成30年4月2日
 *請求期間を過ぎると、第10回特別弔慰金を受けることができなくなるので注意してください。

請求先

社会福祉課（榛原文化センター1階）